

柏崎市固定資産台帳整備方針

平成28年3月

(注) 本方針は、国が示す統一的な基準の改定や、柏崎市の実務等の状況等を踏まえ、適宜修正を行うものとする。

目次

第 1	総論.....	1
1	趣旨.....	1
2	記載項目.....	1
3	記載対象範囲.....	4
4	記載単位.....	7
5	減価償却・耐用年数の取扱い.....	8
第 2	各論.....	14
1	事業用資産.....	14
(1)	土地.....	14
(2)	立木竹.....	17
(3)	建物.....	19
(4)	工作物.....	22
(5)	船舶、浮標等、航空機.....	25
2	インフラ資産.....	27
(1)	土地.....	27
(2)	建物.....	31
(3)	工作物－道路施設.....	34
(3)- 2	工作物－河川施設.....	38
(3)- 3	工作物－港湾.....	41
(3)- 4	公園施設.....	43

3	物品.....	45
4	無形固定資産.....	47
	(1) 無体財産権.....	47
	(2) 用益物権.....	49
	(3) ソフトウェア.....	51
5	その他の資産等.....	53
	(1) リース資産.....	53
	(2) PFI 等.....	55
	(3) 売却可能資産の注記.....	57

別紙 1 資本的支出と修繕費の区分

別紙 2 事業用資産とインフラ資産の区分表

別紙 3 柏崎市固定資産台帳整備基準一覧表

第1 総論

1 趣旨

- (1) この整備方針は、総務省から示された統一的な基準による財務書類作成の前提となる固定資産台帳の整備に当たり、必要な事項を定めるものとする。
- (2) なお、本整備方針は、「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を基準として作成している。

2 記載項目

- (1) 固定資産台帳への記載項目は、原則として、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）公表の「地方公会計標準ソフトウェア」に準じ、当市が導入したソフトウェアにより下表のとおりとする。
- (2) なお、資産の性質によっては、そもそも記載対象外となる項目が存在するものである。

《具体的な記載項目》（ソフトウェアのコードをそのまま記載しているので、欠番がある。）

	項 目		項 目
1	事業区分	2	固定資産番号
2-2	固定資産番号（枝番）	3	元資産番号
3-2	元資産番号（枝番）	4	台帳区分
5	資産名称	6	施設
7	建仮資産番号	8	建仮資産名称
9	建仮振替金額	10	事業完了区分
11	異動年月日	12	異動事由
13	自治体コード	14	団体コード
15	会計コード	16	財産分類
17	管理所属	18	資産負債区分
19	資産負債内訳区分	20	取得区分
21	取得年月日	22	登録年月日
23	所有関係区分	24	売却可能区分

25	資産種別 1	25-2	資産種別 2
25-3	資産種別 3	26	勘定科目
27	管理区分	28	償却開始区分
29	耐用年数	30	数量
30-2	数量単位	31	地区コード 1
31-2	地区コード 2	32	所在地コード 1
32-2	所在地コード 2	33	所在地
34	設置場所	35	納入業者
36	セグメント	37	所有割合
38	事業	39	事業分類
40	中古区分	41	時価
42	稼働年数	43	目的別資産区分
44	公有財産台帳番号	45	法定台帳番号
46	他台帳番号	47	現状区分
48	保留台帳	49	期首計上区分
50	備考	51	予算科目款
52	予算科目項	53	資金資産
54	用途中分類	55	用途名称例
56	施設分類	57	分類情報 7
58	分類情報 8	59	分類情報 9
60	分類情報 10	61	第 1 資産負債属性情報
62	第 2 資産負債属性情報	63	第 3 資産負債属性情報
64	第 4 資産負債属性情報	65	第 5 資産負債属性情報
66	支出伝票番号 1	67	支出伝票番号 2
68	支出伝票番号 3	69	図面番号 1

70	図面番号 2	71	図面番号 3
72	管理番号 1	73	管理番号 2
74	前所有者住所	75	前所有者名
76	緯度	77	経度
78	長寿命化履歴	79	複合化状況
80	利用者数件数	81	稼働率
82	運営方式	83	運営時間
84	職員人数	85	ランニングコスト
86	記事	87	附帯備考
101	登記日	102	現状地目
103	登記地目	104	公簿地積
105	実測地積	106	内所管地積
107	評価単位	108	評価計算額
109	評価日	110	建築日
111	登記日	112	種目
113	建面積	114	延面積
115	階数	116	地上階数
116-2	地下階数	117	屋根
118	外壁	119	基礎
120	種別	121	耐震診断状況
122	耐震化状況	123	共済目的
124	共済名称	125	共済面積
126	共済責任額	127	共済基金分担金
128	共済期間 開始	129	共済期間 終了
130	種目	131	納入年月日

132	検収年月日	133	整理区分
134	分類番号	135	品名
136	規格	137	製造年月日
138	製造番号	139	旧備品番号
140	使用場所	141	美術品区分
142	重要区分	143	摘要 1
144	摘要 2	145	職氏名
146	備品番号		

3 記載対象範囲

〈総則〉

- (1) 原則として、柏崎市が保有し文書等で確認が可能な全ての固定資産を記載対象とし、継続的に、購入、無償取得、除売却、科目の振替、減価償却費等を含む増減を記録する。
- (2) ただし、開始貸借対照表（平成27年4月1日の貸借対照表）作成時において、次の①～③のいずれかに該当する資産は、原則として記載しない。ただし、①については、更新を検討する必要があるものは記載対象とする。
 - ① 既に耐用年数が過ぎているもの
 - ② 表示登記が行われていない法定外公共物
 - ③ 部落有、財産区有の資産
- (3) 各課において、資産管理上必要な場合は、取得原価が整備方針に規定する額に達しない資産についても計上できることとする。
- (4) なお、ガス事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計については、地方公営企業法を適用し、すでに固定資産台帳が整備されていることから、これらの会計に属する固定資産は本整備方針の適用対象とはしない。

〈建設仮勘定〉

- (1) 建設仮勘定は、その工期が一会計年度を超える建設中の建物など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくた

めの勘定科目であり、当該有形固定資産が完成した時点で本勘定に振り替える。

- (2) 建設仮勘定は、目的とする完成物を単位として建設仮勘定番号を付し、上記「固定資産台帳への記載項目」に準じて作成した建設仮勘定台帳にその履歴を記載する。
- (3) 建設仮勘定に係る資産評価は、各資産の評価方法による。
- (4) なお、一部が完成した場合、原則として完成部分を本勘定へ振り替える。その際、事業量に応じた工事金額の特定など、振替部分を独立して算定できる場合は、その金額を計上するが、振替部分の金額を独立して算定することが困難な場合には、その振替額を次の計算式によって算定することができる。この場合、必要に応じて全事業完了後に精算を行うことができる。
本勘定への振替額 = 計画総事業費 × 完成分事業量 ÷ 総事業量
- (5) 建設仮勘定について、減価償却は行わない。

〈リース資産〉

- (1) リース資産のうちファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法（固定資産に該当するものは貸借対照表に計上）に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法（費用として行政コスト計算書に計上）に準じて会計処理を行う。
- (2) ただし、ファイナンス・リース取引であっても、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。
- (3) ファイナンス・リース取引とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件の見積現金購入価額（現金で購入すると仮定した場合の見積額）の概ね90%以上であること（リース料総額の現在価値 $\geq$ 見積現金購入価額 $\times$ 90%）
 - ② 解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上であること（解約不能のリース期間 $\geq$ 経済的耐用年数 $\times$ 75%）

※ リース物件の特性、経済的耐用年数の長さ、リース物件の中古市場の存在等を勘案すると、①の判定結果が90%を大きく下回ることが明らかな場合を除く。
- (4) ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借り手に移転すると認められるものを所有権移転ファイナンス・リース取引、それ以外の取引を所有権移転外ファイナンス・リース取引という。具体的には、次のいずれかに該当するものが所有権移転ファイナンス・リース取引になると考えられる。

- ① リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の途中で、リース物件の所有権が借り手に移転することとされているリース取引
 - ② リース契約上、借り手に対して、リース期間終了後またはリース期間の途中で、名目的価額またはその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引
 - ③ リース物件が、借り手の用途等にあわせて特別の仕様により製作または建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸し手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借り手によってのみ使用されることが明らかなリース取引
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとされているが、「重要性の乏しいもの」としては、リース会計基準の少額リース資産及び短期のリース取引の取扱いに準じて、次のいずれかに該当する場合が考えられる。
- ① 重要性が乏しい償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下のリース取引
 - ② リース期間が1年以内のリース取引
 - ③ 柏崎市の事務事業において重要性の乏しいものでリース契約1件あたりのリース料総額（維持管理費相当額または通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引
- (6) なお、リース資産については、固定資産の性質に応じた勘定科目（建物、工作物、物品等）に計上する（減価償却累計額も同様とする）。

〈PFI 等〉

- (1) PFI等の手法により整備した所有権がない資産についても、原則として所有権移転ファイナンス・リース取引と同様の会計処理を行うものとし、契約上のリスク配分状況等を検討の上、原則として柏崎市に帰属するリース資産・リース債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記載する。
- (2) 会計処理にあたっては、PFI等の事業内容に応じて、例えば利息相当額や維持管理・運営費は、原則として支払総額から控除してリース資産・リース債務の計上を行う。

4 記載単位

〈総則〉

- (1) 固定資産台帳の記載単位としては、次の2点を原則とする。
 - ① 現物との照合が可能な単位であること
 - ② 取替や更新を行う単位であること
- (2) 具体的に固定資産台帳に記載すべき資産単位は、棟、個、台、筆、㎡、m等を基本とする。

〈付属設備の取扱い〉

- (1) 開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と付属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なし、建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができる。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と付属設備を分けて固定資産台帳に記載する。
- (2) なお、開始時に建物本体と付属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載するなど、可能な限り精緻化を図ることとする。

〈工作物の取扱い〉

- (1) 事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則とするが、開始時にあって、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載しても良いこととする。
- (2) ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載するなど、可能な限り精緻化を図ることとする。

〈土地と建物等を一括購入した場合の取扱い〉

- (1) 土地と建物等を一括で購入した場合、購入金額について土地と建物等を区分する必要がある。契約書等により、土地と建物等の内訳が判明する場合には、契約書等による土地と建物等の内訳金額を取得価額として採用する。
- (2) 契約書等から内訳が判明しない場合には、一括の契約金額から土地の適正な価額を控除する等により、建物等の取得価額を算定する。

〈付随費用の取扱い〉

- (1) 有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五―Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。
- (2) 例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含める。なお、それぞれの附属設備等を個別単位で管理することを妨げるものではない。
- (3) 消費税の取扱いについては、税込方式を採用することとし、取得価額には、消費税相当額を含めることとする。

〈資本的支出と修繕費の区分〉

- (1) 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出（有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出）として資産に計上する。
- (2) なお、資本的支出と修繕費の区分の判断に当たっては、別紙１のとおり法人税基本通達第７章第８節の例示を準用することとする。
- (3) 区分が不明な場合、同通達に規定されているとおり、①金額が６０万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね１０％相当額以下である場合には修繕費として取り扱うものとする。
- (4) また、既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行うこととする。

５ 減価償却・耐用年数の取扱い

〈総則〉

- (1) 償却資産については、毎会計年度減価償却を行うものとし、減価償却は、種類の区分ごとに定額法によって行うものとする。
- (2) なお、開始時の道路、河川及び水路に係る減価償却については、例えば道路資産の構成部分ごとの把握が困難な場合もあることから、簡便的な減価償却の方法として、道路等の類似した一群の資産を一体として総合償却しても良いこととする。

- (3) 償却資産の会計年度の減価償却額は、当該固定資産の当該会計年度期首における取得価額等に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額とする。
- (4) 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）に従うこととし、具体的には、別に定めるとおりとする。なお、端数が生じた場合においては、1円未満を切り捨てる。

〈特別の理由がある場合の耐用年数の取扱い〉

- (1) 償却資産の減価償却について、上記耐用年数により難い特別の理由として、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができる。
- ① 当該固定資産の材質または製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償却資産の通常の材質または製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこと
 - ② 当該固定資産の存する地盤が隆起し、または沈下したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
 - ③ 当該固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
 - ④ 当該固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
 - ⑤ 当該固定資産が通常の修理または手入れをしなかったことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
 - ⑥ その他①から⑤までに掲げる事由に準じる事由により、当該固定資産の使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこと、または短いこととなったこと
- (2) 上記以外は耐用年数省令に準じた耐用年数を設定するが、法適用の地方公営企業で使用されている法令年数を設定することもできる。

〈償却方法等〉

- (1) 各会計年度の中途において取得した固定資産の減価償却については、翌会計年度から償却を開始する。
- (2) 償却資産のうち有形固定資産の償却額に相当する金額は、当該固定資産の価額を減額する場合を除くほか、これを減額しない。
- (3) 償却資産のうち有形固定資産を一体として減価償却を行う場合で、当該有形固定資産を撤去して、それに対応する減価償却累計額を減額する場合の額は、当該撤去の直前の会計年度末の減価償却累計額に、当該撤去資産の価額の同会計年度末において減価償却の対象となる有形固定資産の総額に対する割合を乗じて算出する。
- (4) 2以上の用途に共通して使用されている償却資産については、使用目的、使用状況等により、当該資産の用途を合理的に判定し、その用途に定められた耐用年数に基づき、減価償却を行う。用途の判定にあたっては、使用面積のみならず、その使用頻度等もあわせて合理的に判断する。なお、途中で用途変更があった場合には、当該資産の使用状況（過去及び用途変更後）や環境の変化等を勘案し、その後の経済的使用可能年数を見積もり、耐用年数を決定する。ただし、簡便的に、耐用年数省令に基づく耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）等を用い、以下の算式により用途変更後の耐用年数を求めることもできることとする。

$$\begin{aligned} \text{用途変更後の耐用年数} = & \left((\text{用途変更前の法定耐用年数} - \text{経過年数}) \div \text{用途変更前の法定耐用年数} \right) \\ & \times \text{用途変更後の法定耐用年数} + \text{経過年数} \end{aligned}$$

- (5) 土地、立木竹、美術品・骨董品・歴史的建造物、建設仮勘定は、減価償却を行わない。
- (6) また、償却資産の減価償却計算の履歴については、固定資産台帳等に耐用年数にわたり保存する。

〈中古の償却資産の取扱い〉

- (1) 中古の償却資産を取得した場合の耐用年数については、耐用年数省令等の取扱いに準じて、以下のとおり算定する。
 - ① 見積法による耐用年数
当該資産を事業の用に供した時以降の使用可能期間として、資産の摩滅・摩耗の程度等から客観的かつ合理的に見積もられた年数
 - ② 簡便法による耐用年数
見積法により耐用年数を見積もることが困難なものは、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれに定める年数（その年数が2年未満の場合は2年）

- ・ 法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数 × 20%

- ・ 法定耐用年数の一部を経過した資産

(法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 20%

- (2) ただし、当該資産について支出した資本的支出の金額が当該資産の取得価額の50%に相当する金額を超える場合は、②簡便法による耐用年数によることはできず、法定耐用年数によることとする。

〈貸借対照表への表示〉

- (1) 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する（間接法の適用）。なお、無形固定資産については、直接法によって行う。
- (2) 償却資産について、耐用年数を経過した後においても存する場合は、原則として備忘価額1円（残存価額なし）を計上する。ただし、無形固定資産については、備忘価額は計上しない。
- (3) 固定資産の貸借対照表の表示上の区分は、以下のとおりとする。

《固定資産の貸借対照表の表示上の区分》

有形固定資産	事業用資産	土地
		立木竹
		建物
		建物減価償却累計額
		工作物
		工作物減価償却累計額
		船舶
		船舶減価償却累計額
		浮標等
		浮標等減価償却累計額

		航空機
		航空機減価償却累計額
		その他
		その他減価償却累計額
		建設仮勘定
	インフラ資産	土地
		建物
		建物減価償却累計額
		工作物
		工作物減価償却累計額
		その他
		その他減価償却累計額
		建設仮勘定
	物品	
	物品減価償却累計額	
無形固定資産	ソフトウェア	
	その他	
投資その他の資産	投資及び出資金	有価証券
		出資金
		その他
	投資損失引当金	
	長期延滞債権	
	長期貸付金	
	基金	減債基金
		その他

	その他
	徴収不能引当金

- (4) 事業用資産とは、インフラ資産及び物品以外の有形固定資産をいう。
- (5) インフラ資産とは、システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部またはすべてを有するものであり、例えば道路ネットワーク等が該当する。
- (6) なお、事業用資産とインフラ資産の区分については、別紙2によることとする。

第2 各論

1 事業用資産

(1) 土地

1 定義等	土地のうち事業用資産（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項第1号に定める公有財産のうち、インフラ資産に属するものを除くものをいう。以下同じ。）に係るもの				
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 ① 柏崎市の所有する土地のうち事業用資産に属するもの ② 土地の定着物は、土地とは別に計上するが、分類が不可能な場合は、土地に含む。 ③ 公有財産台帳に掲載されている資産とする。 ④ 取得日は、所有権移転登記が完了した日とする。なお、取得日が不明な場合は、明治2年1月1日とする。近年において取得したと想定される場合においても同様とし、今後、調査を行い、精緻化に努めるものとする。 (2) 開始時の記載単位 <table><tr><th>資産名</th><th>原則</th></tr><tr><td>土地</td><td>筆</td></tr></table> (3) 開始後の掲載対象 ① 柏崎市の所有する土地のうち事業用資産に属するもの ② 土地の定着物の取扱い 噴水、石碑、ベンチ、門、囲障、外灯、案内表示板、フェンス、舗床（構内道路）、水路（構内水路）、暗渠、擁壁等については、土地とは別に掲載する。 ただし、建物の取得に伴う外構工事により設置されたものであって建物の機能と一体となって効用を発揮するものについては、主たる建物に含めて掲載する。 ③ 取得日は、所有権移転登記が完了した日とする。	資産名	原則	土地	筆
資産名	原則				
土地	筆				

	(4) 開始後の掲載単位 (2)に同じ																
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和 59 年度 以前取得分</td><td>昭和 60 年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>土地</td><td>再調達原価（※1）</td><td>再調達原価（※1）</td><td>再調達原価（※2）</td><td>再調達原価（※2）</td></tr></table> (※1) 再調達原価は、平成 2 5 年 1 月 1 日現在の固定資産税評価額による。 (※2) 再調達原価は、平成 2 6 年度固定資産税概要調書における地目単位の評価による。 (2) 開始後の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>原則</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>土地</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td></tr></table> (3) 取得原価・再調達原価の算定方法 <取得原価> 取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とし、具体的には次に掲げる費用とする。記載単位ごとに費用が算出できない場合にあっては、記載単位ごと定量的な手法（筆数で等分又は面積で案分）により算出する。 なお、取得後に必要となった経費（分筆測量等）は取得原価として計上しない。 その他、取得原価に係る会計情報が複数・多岐に渡る場合にあっては、情報が散逸しないよう電子化して管理する等必要な措置を講ずるものとする。 ① 公有財産購入費 ② 不動産鑑定費用	資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	土地	再調達原価（※1）	再調達原価（※1）	再調達原価（※2）	再調達原価（※2）	資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの	土地	取得原価	再調達原価
資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの													
土地	再調達原価（※1）	再調達原価（※1）	再調達原価（※2）	再調達原価（※2）													
資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの															
土地	取得原価	再調達原価															

	③ 土地造成費用 ④ 移転補償費 ⑤ 測量委託費（取得時の表示・分筆登記費用を含む。） ⑥ 土壤汚染対策費用 ⑦ 取得（買収）に当たり支障物件を解体した費用 ⑧ その他計上すべき費用 ＜再調達原価＞ 次のいずれかの方法による。 ① 個別評価（課税地と同様の評価） 土地の数量に、当該土地に係る近傍類似の土地における地方税法（昭和25年法律第226号）第381条の規定により土地課税台帳に登録された価格の1平方メートル当たりの単価を乗じて得た価額（固定資産税評価基準に基づく評価）とする。 ② 平均単価（固定資産税概要調書）土地課税台帳に登録された価格の1平方メートル当たりの地目市平均単価を乗じて得た価額とする (4) 減価償却の方法 行わない。 (5) 再評価 行わない。
--	--

(2) 立木竹

1 定義等	立竹木のうち主要な人工林種（スギ、カラマツ等）であって、樹齢が管理されているもの																				
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 ① 市有林造林台帳に掲載されている資産で、スギ、カラマツ等のうち樹齢が管理され、財産的価値を有するもの ② 保安林は、現にある森林を将来に渡って保護・保全するものであり事業用資産として計上しない。 (2) 開始時の掲載単位 <table><tr><td>資産名</td><td>原則</td></tr><tr><td>立木竹</td><td>ヘクタール、立方メートル</td></tr></table> (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の掲載単位 (2) に同じ					資産名	原則	立木竹	ヘクタール、立方メートル												
資産名	原則																				
立木竹	ヘクタール、立方メートル																				
3 資産評価の考え方	(1)開始時の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和 59 年度 以前取得分</td><td>昭和 60 年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>立竹木</td><td>再調達原価</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td></tr></table> (2) 開始後の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>原則</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>立竹木</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td></tr></table>					資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	立竹木	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの	立竹木	取得原価	再調達原価
資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの																	
立竹木	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価																	
資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの																			
立竹木	取得原価	再調達原価																			

	(3) 取得原価・再調達原価の算定方法 ＜取得原価＞ 取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とする。 ＜再調達原価＞ 森林国営保険の樹種・樹齢別単価を採用する。 再調達価額＝樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価（円／ha） (4) 減価償却の方法 行わない。 (5) 再評価 6年に1回行うこととする。
--	--

(3) 建物

1 定義等	建物とは、土地に定着する建築物であって、屋根及び柱若しくは壁を有しているものをいい、当該建築物と一体として効用を発揮する給排水施設、電気施設、昇降機装置等の附属設備を含む。ただし、事業用資産に属するものに限る。									
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 ① 柏崎市の所有する建物のうち事業用資産に属するもの ② 公有財産台帳に掲載されている資産とする。 (2) 開始時の記載単位 <table><tr><td>資産名</td><td>原則</td><td>例外</td></tr><tr><td>建物本体</td><td>棟</td><td>財産台帳の記載単位</td></tr><tr><td>建物附属設備</td><td>設備</td><td>建物本体に含む</td></tr></table> ① 増築部分の構造が異なる等の理由により公有財産台帳に一棟の一部を記載している場合は、一棟の一部を一単位として掲載する。 ② 附属建物は、主たる建物と別に棟ごとに記載する。 ③ 自転車置場等の工作物は、工作物に区分されるべきものであるが、開始時に財産台帳で建物として記載されているものは、建物として記載する。 (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 ① 建物本体 棟 ② 建物附属設備 設備 ③ 附属建物は、主たる建物と別に棟ごとに記載する。 ④ 建物の取得に伴う外構工事により設置された工作物であって建物の機能と一体となって効用を発揮するものについて	資産名	原則	例外	建物本体	棟	財産台帳の記載単位	建物附属設備	設備	建物本体に含む
資産名	原則	例外								
建物本体	棟	財産台帳の記載単位								
建物附属設備	設備	建物本体に含む								

	は、主たる建物に含めて掲載する。
--	------------------

3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法											
	<table> <tr> <th>資産名</th><th>昭和 59 年度 以前取得分</th><th>昭和 60 年度 以降取得分</th><th>取得原価が 不明なもの</th><th>適正な対価を支払わずに 取得したもの</th><th>耐用年数を経過している もの</th></tr> <tr> <td>建物</td><td>取得原価（※）</td><td>取得原価（※）</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td><td>備忘価格 1 円</td></tr> </table> （※）取得原価として計上すべき価格がすべて把握されているものに限る。	資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過している もの	建物	取得原価（※）	取得原価（※）	再調達原価	再調達原価
資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過している もの							
建物	取得原価（※）	取得原価（※）	再調達原価	再調達原価	備忘価格 1 円							
(2) 開始後の評価方法												
	<table> <tr> <th>資産名</th><th>原則</th><th>適正な対価を支払わずに 取得したもの</th></tr> <tr> <td>建物</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td></tr> </table>	資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの	建物	取得原価	再調達原価					
資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの										
建物	取得原価	再調達原価										
	(3) 取得原価・再調達原価の算定方法											
	＜取得原価＞ 取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とし、具体的には次に掲げる費用とする。記載単位ごとに費用が算出できない場合にあっては、記載単位ごとに定量的な手法（延床面積で案分等）により算出し、算出に係る資料を保管する。 なお、基本計画策定費など取得後の施設の運用を決定するための検討経費は、含まないものとする。 その他、取得原価に係る会計情報が複数・多岐に渡る場合にあっては、情報が散逸しないよう電子化して管理する等必要な措置を講ずるものとする。 ① 外構工事費（工作物として登録するものを除く。） ② 家屋等の測量委託費（表示登記費用） ③ 取得する物件に係る設計委託費											

(2) 開始後の評価方法

資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの
建物	取得原価	再調達原価

＜取得原価＞

なお、基本計画策定費など取得後の施設の運用を決定するための検討経費は、含まないものとする。

- ① 外構工事費（工作物として登録するものを除く。）
- ② 家屋等の測量委託費（表示登記費用）
- ③ 取得する物件に係る設計委託費

	<再調達原価> 再調達価額から減価償却累計額を控除した金額とする。構造・用途別単価は、当該建物に係る保険金額とする。 ○再調達価額＝延床面積×構造・用途別単価（円／平方メートル） ○開始時簿価＝再調達価額－減価償却累計額 (4) 減価償却の方法 定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号））による。 (5) 再評価 行わない。
--	---

(4) 工作物

1 定義等	土地に定着する建物以外の構築物をいい、事業用資産に属するものに限る。																
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 ① 開始時に公共施設保全整備台帳に掲載されているもの ② その他、文書により確認できるもの ③ 土地の定着物は、土地に含む。 ④ 建物の外構工事等に含まれて建物の機能と一体となって効用を発揮するものは、建物に含む。 (2) 開始時の記載単位 それぞれの管理単位又は合理的な単位（舗装等の面積で管理する資産は㎡、フェンス等の延長で管理する資産はmとする。） (3) 開始後の掲載対象 ① 舗装、噴水、石碑、ベンチ、門、囲障、外灯、案内表示板、フェンス、舗床（構内道路）、水路（構内水路）、暗渠、擁壁等を掲載する。 ② 建物の取得に伴う外構工事により設置されたものであって建物の機能と一体となって効用を発揮するものについては、主たる建物に含めて掲載する。 (4) 開始後の記載単位 (2)に同じ																
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産名</th><th>昭和 59 年度 以前取得分</th><th>昭和 60 年度 以降取得分</th><th>取得原価が 不明なもの</th><th>適正な対価を支払わずに 取得したもの</th><th>耐用年数を経過している もの</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td><td>取得原価</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td><td>備忘価格 1 円</td></tr> </tbody> </table>					資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過している もの	工作物	取得原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	備忘価格 1 円
資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過している もの												
工作物	取得原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	備忘価格 1 円												

(2) 開始後の評価方法

資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過しているもの
工作物	取得原価	再調達原価	備忘価格 1 円

(3) 取得原価・再調達原価の算定方法

<取得原価>

取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とし、具体的には次に掲げる費用とする。記載単位ごとに費用が算出できない場合にあっては、記載単位ごと定量的な手法（筆数で等分又は面積で案分）により算出する。

その他、取得原価に係る会計情報が複数・多岐に渡る場合にあっては、情報が散逸しないよう電子化して管理する等必要な措置を講ずるものとする。

- ① 工事請負費（設置費用）
- ② 土地造成費
- ③ 設計委託費（業務委託料、工事委託料等）
- ④ 取得（買収）に当たり支障物件を解体した費用
- ⑤ その他計上すべき費用

<再調達原価>

再調達原価の算出方法は、必要により工作物の種類ごとに定める。

（例示）アスファルト舗装 5,108 円/㎡
コンクリート舗装 2,898 円/㎡
コンクリートブロック塀（5 段積） 22,433 円/㎡
フェンス（金網製、1.2m） 15,024 円/10m

	(4) 減価償却の方法 定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）による。 (5) 再評価 行わない。
--	---

(5) 船舶、浮標等、航空機

1 定義等	(1) 船 舶 船舶法（明治32年法律第46号）に定める船舶登記ができるもの (2) 浮標等 浮標、浮棧橋及び浮ドック (3) 航空機 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する機器（人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器）																	
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 船舶、浮標等及び航空機であって開始時に財産台帳に掲載されているもの (2) 開始時の掲載単位 <table><tr><td>資産名</td><td>原則</td></tr><tr><td>船 舶</td><td>隻、艘、艇</td></tr><tr><td>浮標等</td><td>箇所</td></tr><tr><td>航空機</td><td>機</td></tr></table> 開始時には該当なし (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の掲載単位 (2)に同じ						資産名	原則	船 舶	隻、艘、艇	浮標等	箇所	航空機	機				
資産名	原則																	
船 舶	隻、艘、艇																	
浮標等	箇所																	
航空機	機																	
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和59年度 以前取得分</td><td>昭和60年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td><td>耐用年数を経過している もの</td></tr><tr><td>船舶等</td><td>該当なし</td><td>該当なし</td><td>該当なし</td><td>該当なし</td><td>該当なし</td></tr></table>						資産名	昭和59年度 以前取得分	昭和60年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過している もの	船舶等	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
資産名	昭和59年度 以前取得分	昭和60年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過している もの													
船舶等	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし													

(2) 開始後の評価方法

資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過しているもの
船舶等	取得原価	再調達原価	備忘価格 1 円

(3) 取得原価・再調達減価の算定方法

<取得原価>

取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とし、次に掲げる費用とする。なお、取得と同時に、あるいは取得後に資産の運用のため必要となった整備委託料等は、取得原価として計上しない。

その他、取得原価に係る会計情報が複数・多岐に渡る場合にあっては、情報が散逸しないよう電子化して管理する等必要な措置を講ずるものとする。

- ① 物品購入費
- ② 搬入輸送費用
- ③ 納品時整備費用（委託料）
- ④ その他必要となった費用

<再調達原価>

- 再調達価額＝同性能の当該資産の市場価額（※）
- 開始時簿価＝再調達価額－減価償却累計額

※ 市場価額で評価する場合、類似製品が販売されている既製品については、同種または類似製品の販売を行っている業者の製品パンフレットやホームページ等を活用して算出するものとする。

(4) 減価償却の方法

定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）による。

(5) 再評価

行わない。

2 インフラ資産

(1) 土地

1 定義等	土地のうちインフラ資産に属するもの								
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 ① 柏崎市が所有する土地のうち、インフラ資産に属するものであって、市が直接的な対価をもって購入したもの及び譲与を受け、所有権移転登記が完了しているものに限り、表示登記が行われていない法定外公共物（里道（赤線）等）は、対象としない。 ② 具体的には、次のとおりとする。 ・ 柏崎市マッピングシステムに掲載されている柏崎市が所有する土地のうち、事業用資産、ガス水道局に属する資産、土地開発基金に属する資産を除くもの ・ 公有財産台帳に掲載されている公園、港湾に係る土地 ③ 土地の定着物は、土地とは別に計上するが、分類が不可能な場合は、土地に含む。 <table border="1"> <tr> <td>道路</td><td>トンネル、橋りょう、道路舗装、道路路盤、歩道舗装、歩道路盤、消雪パイプ、無散水融雪施設、街灯、ガードレール、道路標識 等</td></tr> <tr> <td>河川</td><td>ダム施設、河川・水路本体構造物、堰、水門・樋門 等</td></tr> <tr> <td>港湾</td><td>舗装、フェンス 等</td></tr> <tr> <td>公園</td><td>舗装、フェンス 等</td></tr> </table> ④ 取得日は、所有権移転登記が完了した日とする。取得日が不明な場合は、明治2年1月1日とする。近年において取得したと想定される場合においても同様とし、今後、調査を行い、精緻化に努めるものとする。 ⑤ 昭和59年度以前に取得した土地については、調査中である。このため、他の調査完了資産と区別するために名称を一律にインフラ資産用地、取得日についても明治2年1月1日とする。速やかに、調査を完了し、精緻化に努めるものとする。	道路	トンネル、橋りょう、道路舗装、道路路盤、歩道舗装、歩道路盤、消雪パイプ、無散水融雪施設、街灯、ガードレール、道路標識 等	河川	ダム施設、河川・水路本体構造物、堰、水門・樋門 等	港湾	舗装、フェンス 等	公園	舗装、フェンス 等
道路	トンネル、橋りょう、道路舗装、道路路盤、歩道舗装、歩道路盤、消雪パイプ、無散水融雪施設、街灯、ガードレール、道路標識 等								
河川	ダム施設、河川・水路本体構造物、堰、水門・樋門 等								
港湾	舗装、フェンス 等								
公園	舗装、フェンス 等								

	(2) 開始時の記載単位 <table><tr><td>資産名</td><td>原則</td></tr><tr><td>土地</td><td>筆</td></tr></table> (3) 開始後の掲載対象 ① 柏崎市が所有する土地のうち、インフラ資産に属するものであって、市が直接的な対価をもって購入したもの及び譲与を受け、所有権移転登記が完了しているもの限り、表示登記が行われていない法定外公共物（里道（赤線）等）は、対象としない。 ② 土地の定着物は、土地とは別に計上する。 ③ 取得日は、所有権移転登記が完了した日とする。 (4) 開始後の掲載単位 (2)に同じ	資産名	原則	土地	筆																
資産名	原則																				
土地	筆																				
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 ① 道路、河川施設の場合 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和 59 年度 以前取得分</td><td>昭和 60 年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>土地</td><td>備忘価額（1 円）</td><td>取得原価</td><td>備忘価額（1 円）</td><td>備忘価額（1 円）</td></tr></table> ② その他の施設の場合 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和 59 年度 以前取得分</td><td>昭和 60 年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>土地</td><td>再調達原価（※1）</td><td>再調達原価（※1）</td><td>再調達原価（※2）</td><td>再調達原価（※2）</td></tr></table> (※1) 再調達原価は、平成 2 5 年 1 月 1 日現在の固定資産税評価額による。 (※2) 再調達原価は、平成 2 6 年度固定資産税概要調書における地目単位の評価による。	資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	土地	備忘価額（1 円）	取得原価	備忘価額（1 円）	備忘価額（1 円）	資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	土地	再調達原価（※1）	再調達原価（※1）	再調達原価（※2）	再調達原価（※2）
資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの																	
土地	備忘価額（1 円）	取得原価	備忘価額（1 円）	備忘価額（1 円）																	
資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの																	
土地	再調達原価（※1）	再調達原価（※1）	再調達原価（※2）	再調達原価（※2）																	

(2) 開始後の評価方法

資産名	原則
土地	取得原価

(3) 取得原価・再調達原価の算定方法

<取得原価>

取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とし、具体的には次に掲げる費用とする。記載単位ごとに費用が算出できない場合にあっては、記載単位ごと定量的な手法（筆数で等分又は面積で案分）により算出する。

- ・ 公有財産購入費
- ・ 建物の補償費用
- ・ 工作物の補償費用
- ・ 立木の補償費用
- ・ 動産移転費用
- ・ 仮住居補償費用
- ・ 営業補償費用
- ・ 用地測量費用
- ・ 物件調査費用
- ・ 土地鑑定料
- ・ その他計上すべき費用

<再調達原価>

土地の数量に、当該土地に係る近傍類似の土地における地方税法（昭和25年法律第226号）第381条の規定により土地課税台帳に登録された価格の1平方メートル当たりの単価を乗じて得た価額（固定資産税評価基準に基づく評価）とする。

	(4) 減価償却の方法 行わない。 (5) 再評価 行わない。
--	---

(2) 建物

1 定義等	建物とは、土地に定着する建築物であって、屋根及び柱若しくは壁を有しているものをいい、当該建築物と一体として効用を発揮する給排水施設、電気施設、昇降機装置等の附属設備を含む。ただし、インフラ資産に属するものに限る。									
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 ① 柏崎市の所有する建物のうちインフラ資産に属するもの ② 公有財産台帳に掲載されている資産とする。 (2) 開始時の記載単位 <table><tr><td>資産名</td><td>原則</td><td>例外</td></tr><tr><td>建物本体</td><td>棟</td><td>財産台帳の記載単位</td></tr><tr><td>建物附属設備</td><td>設備</td><td>建物本体に含む</td></tr></table> ① 増築部分の構造が異なる等の理由により公有財産台帳に一棟の一部を記載している場合は、一棟の一部を一単位として掲載する。 ② 附属建物は、主たる建物と別に棟ごとに記載する。 ③ 自転車置場等の工作物は、工作物に区分されるべきものであるが、開始時に財産台帳で建物として記載されているものは、建物として記載する。 (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 ① 建物本体 棟 ② 建物附属設備 設備 ③ 附属建物は、主たる建物と別に棟ごとに記載する。 ④ 建物の取得に伴う外構工事により設置された工作物であって建物の機能と一体となって効用を発揮するものについて	資産名	原則	例外	建物本体	棟	財産台帳の記載単位	建物附属設備	設備	建物本体に含む
資産名	原則	例外								
建物本体	棟	財産台帳の記載単位								
建物附属設備	設備	建物本体に含む								

	は、主たる建物に含めて掲載する。				
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法				
	資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの
	建物	取得原価（※）	取得原価（※）	再調達原価	再調達原価
	（※）取得原価として計上すべき価格がすべて把握されているものに限る。				
	(2) 開始後の評価方法				
	資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの		
	建物	取得原価	再調達原価		
	(3) 取得原価・再調達原価の算定方法				
	＜取得原価＞				
	取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とし、具体的には次に掲げる費用とする。記載単位ごとに費用が算出できない場合にあっては、記載単位ごと定量的な手法（延床面積で案分等）により算出し、算出に係る資料を保管する。				
なお、基本計画策定費など取得後の施設の運用を決定するための検討経費は、含まないものとする。					
その他、取得原価に係る会計情報が複数・多岐に渡る場合にあっては、情報が散逸しないよう電子化して管理する等必要な措置を講ずるものとする。					
① 外構工事費（工作物として登録するものを除く。）					
② 家屋等の測量委託費（表示登記費用）					
③ 取得する物件に係る設計委託費					

	<再調達原価> 再調達価額から減価償却累計額を控除した金額とする。構造・用途別単価は、当該建物に係る保険金額とする。 ○再調達価額＝延床面積×構造・用途別単価（円／平方メートル） ○開始時簿価＝再調達価額－減価償却累計額 (4) 減価償却の方法 定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）による。 (5) 再評価 行わない。
--	--

(3) 工作物－道路施設

1 定義等	(1) 道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に定める道路 (2) 国又は県の定めた採択基準に基づき補助金の交付を受け農業農村整備事業等として造成した農業用道路等 (3) 土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項に定める土地改良事業により造成された農業用道路及び日本道路公団から移管を受けた高速道路側道 (4) 森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の５の規定により定めた「森林整備計画」に掲載された林道、森林・林業基本法（昭和３９年法律第１６１号）第１２条に定める林道
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 道路台帳、橋りょう台帳、農道台帳、林道台帳等の関係台帳に掲載し、管理している道路施設 (2) 開始時の記載単位 ① トンネル、橋りょう、道路路盤（※）、消雪パイプ m （※）道路の延長を道路路盤データにおいて管理するものである。 ② 道路舗装、歩道路盤、歩道舗装 平方メートル ③ 無散水融雪施設、消雪パイプ井戸 等 本、個、箇所 等 (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 ① トンネル、橋りょう、道路路盤、消雪パイプ m ② 道路舗装、歩道路盤、歩道舗装 平方メートル

	③ 無散水融雪施設、消雪パイプ井戸、街灯、ガードレール、道路標識 等 本、個、箇所 等										
3 資産評価の考 え方	(1) 開始時の評価方法										
	<table><tr><td>資産名</td><td>昭和 59 年度 以前取得分</td><td>昭和 60 年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>工作物</td><td>再調達原価</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td></tr></table>	資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	工作物	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価
	資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの						
	工作物	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価						
	(2) 開始後の評価方法										
<table><tr><td>資産名</td><td>原則</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>工作物</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td></tr></table>	資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの	工作物	取得原価	再調達原価					
資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの									
工作物	取得原価	再調達原価									
(3) 取得原価・再調達原価の算定方法											
	＜取得原価＞ 取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とし、具体的には次に掲げる費用とする。記載単位ごとに費用が算出できない場合にあっては、記載単位ごと定量的な手法（面積で案分等）により算出する。 ・ 資産取得のための工事請負費 ・ 実施設計、詳細設計委託費 ・ 積算業務委託費 ・ 施工管理委託費 ・ 仮設構造物構築費 ・ その他計上すべき費用										

<市道に係る取得原価算定のための特例的措置>

平成25年度末時点の市道に係る取得原価については、過去の工事費等が不明確であることから、下記のとおり算定し、路線単位で掲載する。また、平成26年度分については、決算額を該当の路線に加算する。

① 道路・歩道部

舗装面、幅員により、次のとおり区分し、平成22年度から26年度までの過去5年間の工事实績の平均値により算出した基準単価を、道路面積に乗じて算定する。ただし、工事实績がないものは、直近の工事实績による。

項目	単価 (円/㎡)
アスファルト舗装 (幅員 7m以上) : 舗装	2,825
アスファルト舗装 (幅員 7m以上) : その他 (路盤)	20,199
アスファルト舗装 (幅員 7m未満) : 舗装	2,876
アスファルト舗装 (幅員 7m未満) : その他 (路盤)	20,189
コンクリート舗装 : 舗装	5,602
コンクリート舗装 : その他 (路盤)	20,189
砂利舗装	1,166
歩道 : 舗装	2,459
歩道 : その他 (路盤)	32,139

② 橋りょう部

構造、橋長により、次のとおり区分し、平成22年度から26年度までの過去5年間の工事实績の平均値により算出した基準単価を、橋りょう面積に乗じて算定する。ただし、工事实績がないものは、直近の工事实績による。

項目		単価 (円/㎡)
橋長 15m以上	鋼橋	570,286
	P C 橋	696,476
	R C 橋	532,571
橋長 15m未満	鋼橋	626,756
	P C 橋	494,565

		R C 橋	532, 571
		B O X 橋	263, 873
		木橋	102, 764

なお、中央跨線橋及び横断歩道橋については、それぞれ構造・形式が異なるため、個別に計上する。

③ トンネル部

平成20年度に整備した南慶寺トンネルの工事費を基準として、六拡トンネル、城山トンネルの工事費を算定する。

④ 道路施設

街灯、ガードレール、標識等は、①で算定した単価に含まれるものとする。

⑤ 消雪設備

消雪パイプ（井戸、ポンプ、制御盤を含む。）は、平成22年度から26年度までの過去5年間の工事实績の平均値により算出した基準単価を、敷設延長等に乗じて算定する。ただし、工事实績がないものは、直近の工事实績による。

なお、無散水融雪装置については、工事費が明確であることから、個別に計上する。

⑥ 資産の取得日

道路は、完成後に社会情勢やニーズに応じて、延長や拡幅が繰り返して行われている。

しかし、現存する資料でそれぞれの工事年度、工事費を特定するのは不可能である。

このため、道路台帳に記載されている供用開始日を資産の取得日とする。

このような取扱により、実際の工事年度と比較して全体的に新しくなる傾向が強まり、減価償却費の累計額が実態より低く抑えられることになる。

(4) 減価償却の方法

定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）による。

(5) 再評価

行わない。

(3)-2 工作物-河川施設

1 定義等	(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第100条の規定により市長が指定した準用河川 (2) 河川法の適用を受けない普通河川 (3) 排水路														
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 河川台帳、排水路台帳等に掲載し、管理している河川施設 (2) 開始時の記載単位 ① 河川・水路本体構造物 河川・水路単位、m ② ダム施設 箇所 ③ 水門・樋門 基 (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 (2)に同じ														
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和59年度 以前取得分</td><td>昭和60年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>工作物</td><td>再調達原価</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td></tr></table>					資産名	昭和59年度 以前取得分	昭和60年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	工作物	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価
資産名	昭和59年度 以前取得分	昭和60年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの											
工作物	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価											

(2) 開始後の評価方法

資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの
工作物	取得原価	再調達原価

(3) 取得原価・再調達原価の算定方法

<取得原価>

取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とし、具体的には次に掲げる費用とする。記載単位ごとに費用が算出できない場合にあっては、記載単位ごと定量的な手法（面積で案分等）により算出する。

- ・ 資産取得のための工事請負費
- ・ 実施設計、詳細設計委託費
- ・ 積算業務委託費
- ・ 施工管理委託費
- ・ 仮設構造物構築費
- ・ その他計上すべき費用

<再調達原価>

再調達原価の算出方法は、必要により種類ごとに別に定める。

<河川に係る取得原価算定のための特例的措置>

河川は、そのほとんどが太古から大地を流下しており、取得日の確定、取得原価の算定が困難である。

このため、河川の当初価額は、備忘価額 1 円とする。

また、工事費について、平成元年度から河川改修費決算額が急増しており、この時期から河川改修事業が本格化したものと推察できる。このことから、平成元年度以降の工事費決算額を資産に加算する。

なお、河川当初の取得日は、明確な河川を除き、一律に明治 2 年 1 月 1 日とする。

	(4) 減価償却の方法 定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）による。 (5) 再評価 行わない。
--	---

(3)-3 工作物-港湾

1 定義等	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第5条の規定による第一種漁港																				
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 漁港台帳に掲載し、管理している港湾 (2) 開始時の記載単位 離岸堤（m）、防波堤（m）、防砂堤（m）、舗装道路（㎡）、航路標識（基） 等 (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 (2)に同じ																				
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和59年度 以前取得分</td><td>昭和60年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>工作物</td><td>再調達原価</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td></tr></table> (2) 開始後の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>原則</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>工作物</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td></tr></table>					資産名	昭和59年度 以前取得分	昭和60年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	工作物	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの	工作物	取得原価	再調達原価
資産名	昭和59年度 以前取得分	昭和60年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの																	
工作物	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価																	
資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの																			
工作物	取得原価	再調達原価																			

	(3) 取得原価・再調達原価の算定方法 ＜取得原価＞ 取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とし、具体的には次に掲げる費用とする。記載単位ごとに費用が算出できない場合にあっては、記載単位ごと定量的な手法（面積で案分等）により算出する。 ・ 資産取得のための工事請負費 ・ 実施設計、詳細設計委託費 ・ 積算業務委託費 ・ 施工管理委託費 ・ 仮設構造物構築費 ・ その他計上すべき費用 ＜再調達原価＞ 再調達原価の算出方法は、必要により種類ごとに別に定める。 (4) 減価償却の方法 定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）による。 (5) 再評価 行わない。
--	---

(3)-4 公園施設

1 定義等	(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に定める公園、緑地 (2) 墓地埋葬法（昭和23年法律第48号）第2条第5項に定める墓地 (3) 柏崎市農村公園設置及び管理に関する条例（平成21年条例第15号）第2条に定める農村公園 (4) その他の公園														
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 公有財産台帳、都市公園台帳、農村公園台帳に掲載し、管理している公園施設 (2) 開始時の記載単位 園路広場（箇所）、修景施設（箇所）、遊戯施設（基）、運動施設（箇所）等 (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 (2)に同じ														
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和59年度 以前取得分</td><td>昭和60年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>工作物</td><td>再調達原価</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td></tr></table>					資産名	昭和59年度 以前取得分	昭和60年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	工作物	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価
資産名	昭和59年度 以前取得分	昭和60年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの											
工作物	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価											

(2) 開始後の評価方法

資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの
工作物	取得原価	再調達原価

(3) 取得原価・再調達原価の算定方法

<取得原価>

取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とし、具体的には次に掲げる費用とする。記載単位ごとに費用が算出できない場合にあっては、記載単位ごと定量的な手法（面積で案分等）により算出する。

- ・ 資産取得のための工事請負費
- ・ 実施設計、詳細設計委託費
- ・ 積算業務委託費
- ・ 施工管理委託費
- ・ 仮設構造物構築費
- ・ その他計上すべき費用

<再調達原価>

工作物の再調達原価の算出方法は、必要により種類ごとに別に定める。

(4) 減価償却の方法

定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）による。

(5) 再評価

行わない。

3 物品

1 定義等	柏崎市が管理する物品（柏崎市財務規則第263条）																							
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 開始時において物品一覧表に記載されている備品類及び動物類のうち、取得価格が50万円（美術品にあつては300万円）以上であるもの (2) 開始時の記載単位 件、個等（現在の公有財産台帳単位に同じ） (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 (2)に同じ																							
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和59年度以前取得分</td><td>昭和60年度以降取得分</td><td>取得原価が不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに取得したもの</td><td>耐用年数を経過しているもの</td></tr><tr><td>物品</td><td>取得原価</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td><td>1円</td></tr></table> (2) 開始後の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>原則</td><td>適正な対価を支払わずに取得したもの</td></tr><tr><td>物品</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td></tr></table>						資産名	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以降取得分	取得原価が不明なもの	適正な対価を支払わずに取得したもの	耐用年数を経過しているもの	物品	取得原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	1円	資産名	原則	適正な対価を支払わずに取得したもの	物品	取得原価	再調達原価
資産名	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以降取得分	取得原価が不明なもの	適正な対価を支払わずに取得したもの	耐用年数を経過しているもの																			
物品	取得原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	1円																			
資産名	原則	適正な対価を支払わずに取得したもの																						
物品	取得原価	再調達原価																						

	(3) 取得原価・再調査原価の算定方法 ＜取得原価＞ 取得原価＝当該資産の取得にかかる直接的な対価 寄附を受けた場合は、取得時の評価額を取得価額とする。 ＜再調達原価＞ 再調達原価＝同性能の当該資産の市場価額 (4) 減価償却の方法 定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）による。 (5) 再評価 行わない。
--	--

4 無形固定資産

(1) 無体財産権

1 定義等	特許権、著作権（財産権）、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号、出版権等の無体財産権																	
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 公有財産台帳に掲載されているもの。ただし、ソフトウェアに計上されるものを除く。 (2) 開始時の掲載単位 件 (3) 開始後の掲載対象 ① 著作権（財産権）について、柏崎市に著作権（財産権）があるもののうち、金銭的価値を有することが客観的に明白であり、あるいはその蓋然性が高いものは速やかに、それ以外のものについては、財産として価値が顕在化した時点（例えば、他人が複製等を試みることとなった時点など）で掲載する。ただし、ソフトウェアに計上されるものを除く。 ② 商標権、実用新案権及び意匠権については、柏崎市が取得する補償金額が50万円以上のものを掲載する。 ③ 特許権及び育成者権については、すべて掲載する。 ④ その他の権利については著作権（財産権）の例により掲載する。 (4) 開始後の掲載単位 (2)に同じ																	
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和 59 年度 以前取得分</td><td>昭和 60 年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td><td>耐用年数を経過しているもの</td></tr><tr><td>無体財産権（用益物権等以外）</td><td>再調達原価</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td><td>0 円</td></tr></table>						資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過しているもの	無体財産権（用益物権等以外）	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	0 円
資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過しているもの													
無体財産権（用益物権等以外）	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	0 円													

(2) 開始後の評価方法

資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過しているもの
無体財産権（用益物権等以外）	取得原価	再調達原価	0 円

(3) 取得原価・再調達原価の算定

<取得原価>

取得原価は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めた価額とする。ただし、他の資産の取得経費として計上されている調査設計書、報告書等について、当該著作物に係る著作権の譲渡を受けた場合等の取扱いについては、別に定める。

<再調達原価>

無体財産権の種別により別に定める。

(4) 減価償却の方法

定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）による。ただし、ソフトウェアを除く著作権（財産権）については、減価償却を行わない。

(5) 再評価

行わない。

(2) 用益物権

1 定義等	地上権、地役権、借地権、鉱業権、温泉権等の用益物権（他人の土地をある目的で使用するための権利）																
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 開始時に財産台帳に掲載されているもののほか、次のいずれかに該当する場合は、掲載する。 ① 契約書が存在し、契約上「建物所有を目的とする賃貸借」と明記されているもの ② 用益物権、物権とみなされる権利及び借地権（以下「用益物権等」という。）に係る地代等の対価の支払を行っているもの ③ 用益物権等の設定時、権利金等の一時金を支払ったもの ④ 用益物権等の権利自体を他人から有償で取得したもの (2) 開始時の掲載単位 平方メートル (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の掲載単位 (2)に同じ																
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 <table border="1"> <tr> <th>資産名</th><th>昭和 59 年度 以前取得分</th><th>昭和 60 年度 以降取得分</th><th>取得原価が 不明なもの</th><th>適正な対価を支払わずに 取得したもの</th><th>耐用年数を経過しているもの</th></tr> <tr> <td>用益物権等</td><td>再調達原価</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td><td>0 円</td></tr> </table>					資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過しているもの	用益物権等	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	0 円
資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過しているもの												
用益物権等	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	0 円												

(2) 開始後の評価方法

資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過しているもの
用益物権等	取得原価	再調達原価	0 円

(3) 取得原価・再調査原価の算定方法

<取得原価>

取得価額は、地上権設定契約、地役権設定契約、賃貸借契約、転貸借契約等に当たり用益物権等の対価として土地所有者又は借地権者に支払った金額のほか、次の掲げる金額を含むものとする。

- ① 土地の上に存在する建物等を取得した場合におけるその建物等の購入代価のうちの用益物権等の対価を認められる部分の金額
- ② 用益物権等を設定した土地の改良のためにした地盛り、地ならし、埋め立て等の整地に要した費用の額
- ③ 用益物権等の設定契約に当たり支出した手数料その他の費用（測量費等）の額
- ④ 用益物権等の設定により設置した建物等を増改築するに当たりその土地の所有者等に対して支出した費用の額
- ⑤ 測量委託費（取得時の表示・分筆登記費用を含む。）
- ⑥ その他計上すべき費用

その他、取得原価に係る会計情報が複数・多岐に渡る場合にあっては、情報が散逸しないよう電子化して管理する等必要な措置を講ずるものとする。

<再調達原価>

用益物権等の種別によって、必要により別に定める。

(4) 減価償却の方法

行わない。

(5) 再評価

行わない。

(3) ソフトウェア

1 定義等	研究開発に該当しないソフトウェアの取得・制作費であって、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるもの																	
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 柏崎市が所有する50万円以上のソフトウェアのうち、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるもの（※） （※）ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合（例） ① 柏崎市で利用するためにソフトウェアを制作し、当初意図した用途で継続して利用することにより、当該ソフトウェアを利用する前と比較して業務を効率的または効果的に遂行することができると明確に認められる場合 ② 市場で販売しているソフトウェアを購入し、かつ、予定した用途で継続して利用することによって、業務を効率的または効果的に遂行することができると認められる場合 (2) 開始時の掲載単位 システム (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 (2)に同じ																	
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>昭和 59 年度 以前取得分</td><td>昭和 60 年度 以降取得分</td><td>取得原価が 不明なもの</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td><td>耐用年数を経過しているもの</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>再調達原価</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td><td>再調達原価</td><td>0 円</td></tr></table>						資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過しているもの	ソフトウェア	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	0 円
資産名	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以降取得分	取得原価が 不明なもの	適正な対価を支払わずに 取得したもの	耐用年数を経過しているもの													
ソフトウェア	再調達原価	取得原価	再調達原価	再調達原価	0 円													

	(2) 開始後の評価方法 <table><tr><td>資産名</td><td>原則</td><td>適正な対価を支払わずに 取得したもの</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>取得原価</td><td>再調達原価</td></tr></table> (3) 取得原価・再調査原価の算定方法 <取得原価> ① 購入した場合 購入の対価＋購入に要した費用＋事業の用に供するために直接要した費用 ② 自作した場合 原則：製作等に要した原材料費、労務費及び経費の額＋事業の用に供するために直接要した費用 例外：過去に遡って算出することが困難な場合は、５年間の開発費等の累計額 <再調達原価> 再調達原価＝同性能の当該資産の市場価額 (4) 減価償却の方法 定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）による。 (5) 再評価 行わない。	資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの	ソフトウェア	取得原価	再調達原価
資産名	原則	適正な対価を支払わずに 取得したもの					
ソフトウェア	取得原価	再調達原価					
4 その他	物品等（機械装置や備品等）を稼働させるためのソフトウェアについて、当該物品等と当該ソフトウェアが一体とならなければ機能しない場合は、原則として当該物品等に含めて計上する。						

5 その他の資産等

(1) リース資産

1 定義等	リース取引に係る契約において定められているリース取引の目的とされている資産
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ただし、次のいずれかに該当する場合は、「重要性の乏しいもの」として掲載対象とはしない。 ① 重要性が乏しい償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下のリース取引 ② リース期間が1年以内のリース取引 ③ 柏崎市の事務事業において重要性の乏しいものでリース契約1件あたりのリース料総額（※）が300万円以下のリース取引 （※） 維持管理費相当額または通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除く (2) 開始時の記載単位 自己所有の固定資産と同じ (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 (2)に同じ

3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 取得原価 (2) 開始後の評価方法 (1)に同じ (3) 取得原価の算定方法 ① 貸し手の購入価額が判明している場合 貸し手の購入価額 ②貸し手の購入価額が不明な場合 リース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額 (4) 減価償却の方法 自己所有の固定資産と同じ (5) 再評価 再評価しない。
4 その他	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは、貸借対照表に計上されたリース債務の金額の注記を行う。

(2) PFI 等

1 定義等	民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律（PFI 法）に基づき建設した施設
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 PFI 等の手法により整備した柏崎市に所有権がない資産 (2) 開始時の記載単位 自己所有の固定資産と同じ (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 (2)に同じ
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 取得原価 (2) 開始後の評価方法 (1)に同じ (3) 取得原価・再調達原価の算定方法 取得原価＝契約額のうち施設整備相当額（利息相当額、維持管理・運営費は控除） (4) 減価償却の方法 自己所有の固定資産と同じ

	(5) 再評価 再評価しない。
--	--------------------

(3) 売却可能資産の注記

1 定義等	次のいずれかに該当する資産のうち、柏崎市が特定した資産 (1) 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む） (2) 売却が既に決定し、または、近い将来に売却が予定されていると判断される資産
2 台帳掲載対象	(1) 開始時の掲載対象 ① 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）にあつては、普通財産のうち活用が図られていない公共資産 ② 売却が既に決定し、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産にあつては、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産 (2) 開始時の記載単位 事業用資産の記載単位に同じ (3) 開始後の掲載対象 (1)に同じ (4) 開始後の記載単位 (2)に同じ
3 資産評価の考え方	(1) 開始時の評価方法 ① 基準日時点における売却可能価額（ただし、地価の変動率が小さい場合など、売却可能価額に重要な変動が生じていない場合を除く。） ② 固定資産税課税標準額を下限とする額

	(2) 開始後の評価方法 (1)に同じ (3) 売却可能価額の算定方法 鑑定評価額のほか、路線価や公示地価に基づく評価など、柏崎市及び売却可能資産の実情に応じて最も合理的な方法 (4) 減価償却の方法 減価償却しない。 ただし、固定資産税評価額等を評価の基礎としており、時点修正を毎会計年度行っていない場合、時点修正を行わない会計年度については、建物の減価償却相当分のみを評価額から控除する。 (5) 再評価 再評価しない。
--	--

別紙 1 資本的支出と修繕費の区分

区分	内容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造又は改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。
修繕費	定義	通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えいまたは解体移築をした場合（移えいまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く。）におけるその移えいまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の 70% 以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る。 (2) 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む。）の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く。 ① 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合 ② 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合 ③ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く。 (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、砕石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、砕石等を補充するために要した費用の額

別紙２ 事業用資産とインフラ資産の区分表

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
行政財産				
公用財産				
庁舎	本庁、町事務所		○	
その他公用施設			○	
公共用財産				
福祉施設				
社会福祉施設	総合福祉センター		○	
児童福祉施設	保育所		○	
公衆衛生施設				
公衆衛生施設	斎場、クリーンセンター		○	
農林水産業施設				
農業関係施設		農道を除く	○	
林業関係施設		林道を除く	○	
水産業関係施設		漁港を除く	○	
商工観光施設				
商工施設	産業文化会館		○	
観光施設			○	
道路	市道、農道、林道、橋りょう			○
河川	河川、排水路			○
港湾	漁港			○
公園	都市公園、農村公園、墓園			○
住宅	公営住宅		○	

		防災		消防施設を除く		○
		教育施設				
		学校	小学校、中学校		○	
		社会教育施設	図書館、博物館		○	
		給食施設	調理場		○	
	普通財産					
	土地				○	
	その他普通財産				○	

別紙3 柏崎市固定資産台帳整備基準一覧表

別紙3

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を基準とし、柏崎市の固定資産台帳整備に関する基準を以下にまとめる。

項目		開始時 平成26年度末		開始後 平成27年度以後取得分	
		昭和59年度以前取得分	単位	昭和60年度以後取得分	
有形固定資産全体に共通する基準		★再調達原価 ※立木竹以外は再評価は行わない。		■取得原価 ★不明な場合は再調達原価 ※立木竹以外は再評価は行わない。	■取得原価 ※立木竹以外は再評価は行わない。
土地	土地	★再調達原価 ①個別評価(課税地と同様の評価) ②平均単価(固定資産税概要調書)：地目市平均	筆	★再調達原価 ①個別評価(課税地と同様の評価) ②平均単価(固定資産税概要調書)：地目市平均	■取得原価 ①取得にかかる直接的な対価 購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費(付随費用)を含む。
		★再調達原価 ①個別評価(課税地と同様の評価) ②平均単価(固定資産税概要調書)：市地目平均		★再調達原価 ①個別評価(課税地と同様の評価) ②平均単価(固定資産税概要調書)：市地目平均	■取得原価 ①取得にかかる直接的な対価 購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費(付随費用)を含む。
	インフラ資産の底地 (道路、河川及び水路の敷地を除く)	筆	★再調達原価 ①個別評価(課税地と同様の評価) ②平均単価(固定資産税概要調書)：市地目平均	★再調達原価 ①個別評価(課税地と同様の評価) ②平均単価(固定資産税概要調書)：市地目平均	■取得原価 ①取得にかかる直接的な対価 購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費(付随費用)を含む。
	道路、河川及び水路の敷地	筆	★再調達原価 ①1円(備忘価額)	★再調達原価 ①不明な場合は1円(備忘価額) ②無償移管の場合1円(備忘価額)	■取得原価 ①取得にかかる直接的な対価 購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費(付随費用)を含む。
建物	売却可能資産	★再調達原価 ①基準日時点における売却可能価額 ②固定資産税課税標準額を下限とする額	筆	★再調達原価 ①基準日時点における売却可能価額 ②固定資産税課税標準額を下限とする額	★再調達原価 ①基準日時点における売却可能価額 ②固定資産税課税標準額を下限とする額
	建物 (インフラ施設を含む。)	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①不明な場合は延べ床面積×構造・用途別単価 ②無償移管の場合は “	棟	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①不明な場合は延べ床面積×構造・用途別単価 ②無償移管の場合は “	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①不明な場合は延べ床面積×構造・用途別単価 ②無償移管の場合は “
		売却可能資産	★再調達原価 ①基準日時点における売却可能価額 ②固定資産税課税標準額を下限とする額	棟	★再調達原価 ①基準日時点における売却可能価額 ②固定資産税課税標準額を下限とする額
立木竹		★再調達原価 ①樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価 樹種・樹齢別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度	樹種	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価 樹種・樹齢別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価 樹種・樹齢別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度
		★再調達原価 ①樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価 樹種・樹齢別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度		■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価 樹種・樹齢別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価 樹種・樹齢別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度
		★再調達原価 ①樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価 樹種・樹齢別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度		■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価 樹種・樹齢別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①樹種・樹齢別面積×樹種・樹齢別単価 樹種・樹齢別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度
工作物	工作物	■取得原価(資本的支出を追加)又は再調達原価50万円以上のものを台帳に登録する。	箇所	■取得原価(資本的支出を追加)又は再調達原価50万円以上のものを台帳に登録する。	■取得原価(資本的支出を追加)又は再調達原価50万円以上のものを台帳に登録する。
	道路	★再調達原価 ①幅員・舗装別等の現在単価×道路面積(1.5m未満道路、未舗装道路も対象) 舗装と路盤に区分する。トンネル、橋りょうを加算	路線	■取得原価(平成26年度整備分) ①路線単位の事業費 舗装と路盤に区分する。 資本的支出を追加 ★再調達原価(平成25年度までの事業分) ①幅員・舗装別等の現在単価×道路面積(1.5m未満道路、未舗装道路も対象) 舗装と路盤に区分する。トンネル、橋りょうを加算	■取得原価 ①路線単位の道路工事費 舗装と路盤に区分する。 ②取得にかかる直接的な対価 街灯、ガードレール、標識等(付随費用)を含む。 資本的支出を追加 (1.5m未満道路、未舗装道路も対象)
				■取得原価 資本的支出を追加 平成元年度からの工事費 ★再調達価額 平均工事単価×延長(m)	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達価額 平均工事単価×延長(m)
	河川	箇所	■取得原価 資本的支出を追加 平成元年度からの工事費 ★再調達価額 平均工事単価×延長(m)	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達価額 平均工事単価×延長(m)	
	林道、農道	路線	市道に準ずる。	市道に準ずる。	
	公園	箇所	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①公園造成費設計単価×面積(㎡) ②見積金額等	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①公園造成費設計単価×面積(㎡) ②見積金額等	
			■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 平均工事単価×延長(m)	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 平均工事単価×延長(m)	
	橋りょう、トンネル、歩道橋	施設	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 平均工事単価×延長(m)	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①設計単価×面積(㎡) ②見積金額等	
	その他学校、スポーツ施設等	箇所	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①平均工事単価×面積(㎡) ②見積金額等	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①設計単価×面積(㎡) ②見積金額等	
	物品	物品、浮標等、航空機、船舶	個	■★取得、再調達原価 ①取得価額または見積価格50万円以上を計上 ★再調達原価 ①同性能の当該資産の市場価額 ②パンフレットやホームページでの価額	■取得原価 資本的支出を追加 ①取得価額50万円以上を計上
美術品		個	■★取得、再調達原価 ①取得価額または見積価格300万円以上を計上 ★再調達原価 ①美術年鑑等に掲載された価額	■★取得、再調達原価 ①取得価額または見積価格300万円以上を計上 ★再調達原価 ①美術年鑑等に掲載された価額	
		無形固定資産全体に共通する基準		■取得原価 ★不明な場合は再調達価額 ※再評価は行わない。	■取得原価 ★不明な場合は再調達価額 ※再評価は行わない。
無形固定資産	無体財産権	件	■取得原価 ①補償金額50万円未満は計上しないことも認める。	■取得原価 ①補償金額50万円未満は計上しないことも認める。	
	用益物件	件	■取得原価 ①建物所有を目的とする賃貸借の契約額 ②地代の支払額 ③権利金の一時金の支払額 ④借地権等の有償での取得額 ⑤建物購入時、借地権の対価と認められる部分 ⑥土地改良(地盛り、地ならし、埋立)費 ⑦借地契約の手数料 ⑧増改築のため土地所有者に支出した費用	■取得原価 ①建物所有を目的とする賃貸借の契約額 ②地代の支払額 ③権利金の一時金の支払額 ④借地権等の有償での取得額 ⑤建物購入時、借地権の対価と認められる部分 ⑥土地改良(地盛り、地ならし、埋立)費 ⑦借地契約の手数料 ⑧増改築のため土地所有者に支出した費用	
			■取得原価 ①購入に要した費用、付随費用 ②製作に要した費用、付随費用 ※試験研究費は計上しない。	■取得原価 ①購入に要した費用、付随費用 ②製作に要した費用、付随費用 ※試験研究費は計上しない。	
	ソフトウェア	式	■取得原価 ①購入に要した費用、付随費用 ②製作に要した費用、付随費用 ※試験研究費は計上しない。	■取得原価 ①購入に要した費用、付随費用 ②製作に要した費用、付随費用 ※試験研究費は計上しない。	
その他	建設仮勘定	工事名	■取得原価 建設仮勘定として管理する各資産の資本的支出	■取得原価 建設仮勘定として管理する各資産の資本的支出	
	リース資産	契約	■取得原価 [所有権移転ファイナンスリース取引] ①賃し手の購入価額 ②割引現在価値と見積現金購入額の低い額 耐用年数：経済的使用可能予測期間	■取得原価 [所有権移転ファイナンスリース取引] ①賃し手の購入価額 ②割引現在価値と見積現金購入額の低い額 耐用年数：経済的使用可能予測期間	
			■取得原価 ①賃し手の購入価額 ②割引現在価値と見積現金購入額の低い額 耐用年数：経済的使用可能予測期間	■取得原価 ①賃し手の購入価額 ②割引現在価値と見積現金購入額の低い額 耐用年数：経済的使用可能予測期間	

※開始時、開始後問わず、適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達価額(ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円)